

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月14日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第18号

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成元年倉吉市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市長の権限に属する事務のうち、<u>議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会</u>（以下「行政委員会等」という。）に委任する事務並びに行政委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる事務及びその専決について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市長の権限に属する事務のうち、農業委員会に委任する事務並びに<u>議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会</u>（以下「行政委員会等」という。）の事務を補助する職員に補助執行させる事務並びに当該事務について専決できる事項を定めるものとする。</p>														
<p>第2条・第3条 略</p>	<p><u>（事務の委任）</u></p> <p>第2条 市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。</p> <p>(1) <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の作成に関すること。</u></p>														
<p>(その他の事務の補助執行の専決)</p> <p>第4条 <u>第2条第2項</u>の規定による補助執行は、別表第3に定めるところにより、同表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を専決することができる。</p>	<p>(その他の事務の補助執行の専決)</p> <p>第5条 <u>第3条第2項</u>の規定による補助執行は、別表第3に定めるところにより、同表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を専決することができる。</p>														
<p>(準用規定)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第6条 略</p>														
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>補助執行を行う事務</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務部局</th><th>事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>1～7 略</td></tr></tbody></table>	事務部局	事項	略		農業委員会	1～7 略	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>補助執行を行う事務</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務部局</th><th>事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>1～7 略</td></tr><tr><td></td><td>8 <u>農業経営基盤強化促進法第21条の規定による土地の登記に関すること。</u></td></tr></tbody></table>	事務部局	事項	略		農業委員会	1～7 略		8 <u>農業経営基盤強化促進法第21条の規定による土地の登記に関すること。</u>
事務部局	事項														
略															
農業委員会	1～7 略														
事務部局	事項														
略															
農業委員会	1～7 略														
	8 <u>農業経営基盤強化促進法第21条の規定による土地の登記に関すること。</u>														

別表第2（第3条関係）

事務を補助する職員の専決区分 略

別表第3（第4条関係）

事務を補助する職員の専決事項

職名	事項
教育委員会 事務局長	1 学校その他の <u>教育機関関係法令</u> に基づく負担金及び補助金の交付申請並びに収支決算に関すること。 2 略
略	
農業委員会 事務局長	1～4 略

別表第2（第4条関係）

事務を補助する職員の専決区分 略

別表第3（第5条関係）

事務を補助する職員の専決事項

職名	事項
教育委員会 事務局長	1 学校その他の <u>教育機関及び文化財関係法令</u> に基づく負担金及び補助金の交付申請並びに収支決算に関すること。 2 略
略	
農業委員会 事務局長	1～4 略 5 <u>農業経営基盤強化促進法第21条の規定による土地の登記に関すること。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。